

## 相続手続に必要なもの

1. 「亡くなられた方」の生まれてから亡くなられるまでの戸籍の謄本
2. 「亡くなられた方」の生まれてから亡くなられるまでの戸籍の附票

亡くなられた方の本籍地の役所の市民課で、「相続手続きに必要なので、亡くなられた方の生まれてから亡くなられるまでの戸籍の「謄本」と「附票」をください。」とお伝えいただければ、対応してくれます。

(この案内を役所の方へ提示して頂いても大丈夫です、)

3. 「亡くなられた方」の固定資産課税台帳記載事項証明書

(通称 名寄帳と言います。)

亡くなられた方の住所地の役所の税務課で取得できます。

**※ まずは、1. 2. 3の書類が整いましたらご連絡ください。**

(転籍等により、すべての戸籍が取得できない場合は、ご相談ください)

4. 相続人の皆さんに準備して頂くもの

1. 「戸籍抄本」 各1通
2. 「印鑑証明書」 各1通
3. 「住民票」 各1通
4. 遺産分割協議証明書(自署名および実印で押印)

※ 遺産分割協議書は、司法書士が作成いたします。

**ご不明な点などございましたら、遠慮なさらずご連絡ください。**

石沢光康 司法書士事務所

山形市城西町四丁目20番31号2階西

TEL 023-666-6540